

第 1 編 総 説

1 沿革

- 平成15年4月 健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩6出張所を統合）
- 平成17年3月 広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。
- 平成17年4月 広域監視部に医療機器監視課を設置。
- 平成18年4月 疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。
- 平成19年4月 広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。
- 平成20年4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。
- 平成21年4月 水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは6部・1室・1支所、7課・13科(室)（広域監視部の4課、多摩支所の2課・1科を含む。）となった。
- 平成24年4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは5部・1室、7課・9科となった。

＊〈参考〉

都立衛生研究所

- 昭和24年3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の6衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

- 昭和43年4月 立川出張所を多摩支所と改称

市場衛生検査所出張所

- 昭和46年1月 府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置
- 昭和48年4月 八王子に市場衛生検査所出張所を設置
- 昭和58年5月 多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

食品指導センター

- 昭和45年4月 公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足
- 平成2年8月 食品環境指導センターを設置
- 平成14年4月 食品環境指導センターを食品指導センターに改称

中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

- 昭和50年4月 23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置
- 昭和57年4月 東部・南部・北部の3か所の薬事衛生事務所を設置
- 平成12年6月 南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

薬用植物園

- 昭和20年10月 世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置
- 昭和21年 4 月 小平薬用植物栽培場を設置
- 昭和27年11月 世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合
- 昭和32年 4 月 薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

2 施設及び主要備品

(1) 施 設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

ア 本 所

所 在 地	東京都新宿区百人町三丁目 24 番 1 号		
敷 地 面 積	12,386.35 m ²		
建物延床面積	本 館	地下 2 階地上 7 階	17,940.90 m ²
	別 館	地下 2 階地上 6 階	10,022.97 m ²
	附 属 棟	地上 1 階	246.50 m ²
	計		28,210.37 m ²

イ 薬用植物園

所 在 地	東京都小平市中島町 21 番 1 号		
敷 地 面 積	31,398.04 m ²		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 m ²
	研 修 室		149.32 m ²
	温 室（冷房室を含む）		418.04 m ²
	収 納 舎		165.00 m ²
	倉 庫		3.70 m ²
	休 憩 所		20.00 m ²
	便 所		42.00 m ²
	計		1,134.84 m ²

ウ 広域監視部食品監視第二課

所 在 地	東京都立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号		
	東京都立川福祉保健庁舎 4 階		

(2) 主要備品

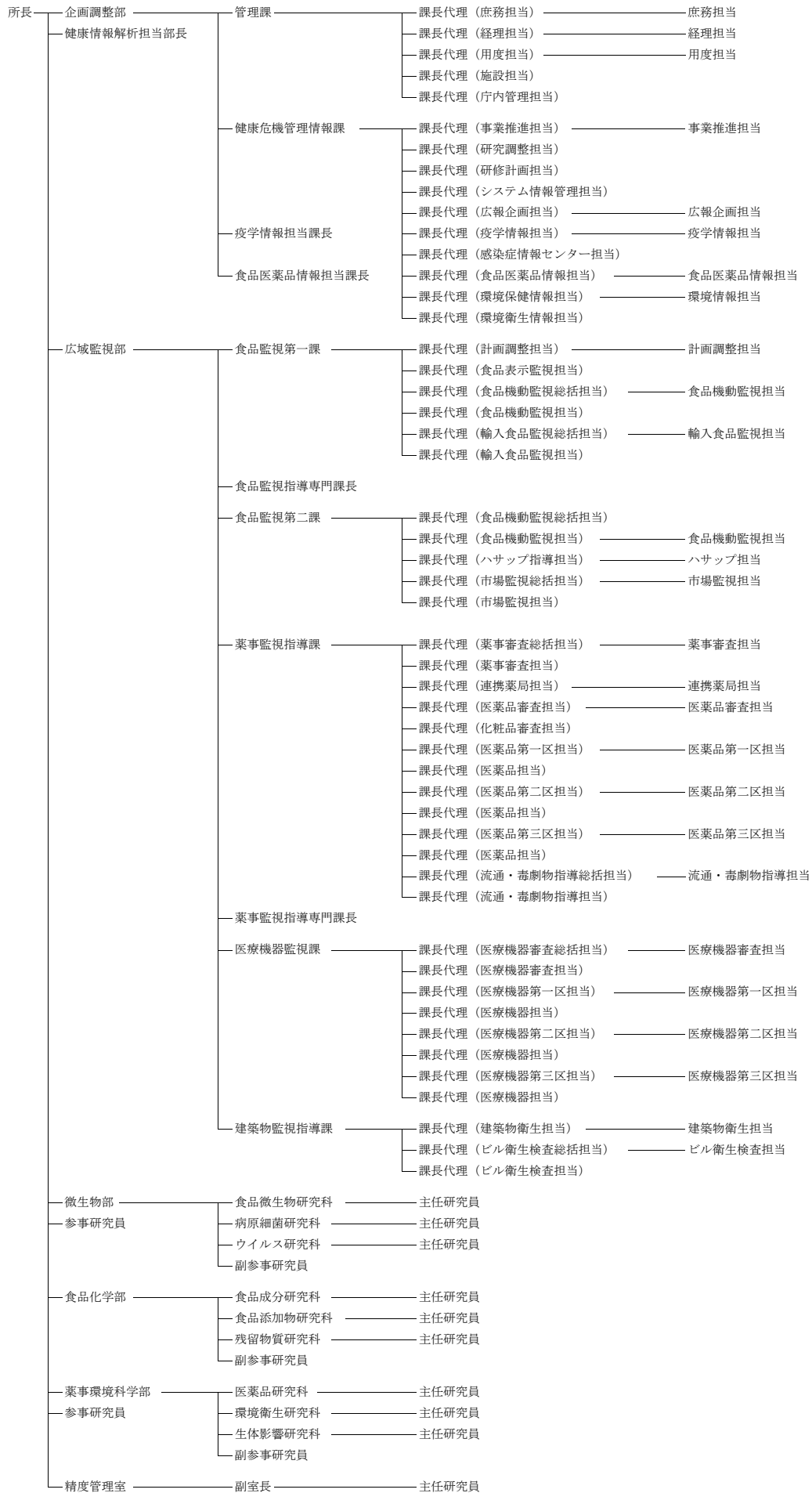
購入価格等が1,000万円以上の備品を掲載

令和 8 年 4 月 1 日現在

品 名	装 置 の 概 要	保 有 研 究 科	主 な 用 途
DNAシーケンサー	遺伝子配列を解読する装置	中央機器室	微生物学的検査、積極的疫学調査等
		食品微生物研究科	菌の型別等の分子疫学解析
遺伝子解析装置	遺伝子配列を解読する装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査、食中毒調査等
		ウイルス研究科	遺伝子検査・遺伝子型別
リアルタイムPCR装置	PCR反応による遺伝子の増幅量をリアルタイムで検出し解析する装置	食品成分研究科	遺伝子組換え食品検査
		ウイルス研究科	遺伝子検査
自動分注装置	プレートに菌液を分注する装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査等
	分注作業を自動で行う装置	ウイルス研究科	検体の前処理
全自動遺伝子解析装置	多項目の病原体を検出する装置	ウイルス研究科	遺伝子検査
核酸抽出装置	試料中の核酸を抽出する装置	ウイルス研究科	遺伝子検査
遺伝子塩基配列解析システム	塩基配列を解析する装置	環境衛生研究科	昆虫等の同定検査
微生物検索同定装置	微生物の網羅的解析を行う装置	食品微生物研究科	菌種の同定
菌株識別装置	菌株の識別を行う装置	食品微生物研究科	菌株の同一性調査
自動分析器	核酸を検出する装置	病原細菌研究科	感染症発生病動向調査、性感染性症等の検査
I C P 発光分光分析装置	ミネラルや重金属等を測定する装置	中央機器室	食品、医薬品中のミネラル、有害金属等の検査、容器包装おもちゃの規格試験
X線回折装置	X線の回折現象を利用して、物質の構造を解析する装置	中央機器室	アスベスト検査等
蛍光X線分析装置	試料中の元素の種類及び含有量を調べる装置	中央機器室	食品、家庭用品中の金属類の検査
単結晶X線構造解析装置	単結晶の構造解析をするための装置	医薬品研究科	危険ドラッグ等の検査
アミノ酸分析機	アミノ酸を一斉分析する装置	中央機器室	栄養成分、甘味料、食品添加物製剤、医薬品及び医薬部外品等の検査・研究
核磁気共鳴装置	有機化合物の構造解析に使用する装置	中央機器室	危険ドラッグ、健康食品、食品添加物等の検査
ガスクロマトグラフ	気化する目的物質を分離、定性、定量する装置	食品成分研究科	食品中の揮発性化合物、有害物質、異臭の検査等
		食品添加物研究科	保存料のプロピオン酸検査、容器包装に係る化学物質の検査等
		残留物質研究科	食品中の残留化学物質検査
		医薬品研究科	医薬品、健康食品、危険ドラッグ等の試験検査
		環境衛生研究科	東京湾産魚介類中化学汚染物質の実態調査、水道水等の水質検査等
		ケミカルハザード室	食品中及び空気中のダイオキシン類測定
液体クロマトグラフ	目的物質を分離、定性、定量する装置	食品微生物研究科	細菌が産生する毒素の測定等
		食品成分研究科	栄養成分、食品中有害物質、自然毒等の測定等
		食品添加物研究科	食品中の添加物（保存料、甘味料、着色料、酸化防止剤、漂白剤、防カビ剤等）及び添加物製剤等の検査等
		残留物質研究科	食品中の残留化学物質検査
		医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
		環境衛生研究科	水道水等の水質検査等
イオンクロマトグラフ	水溶液中でイオンとして存在している目的物質を分離、定性、定量する装置	中央機器室	自然毒、アレルゲン、細菌性毒素、医薬品成分、危険ドラッグ、消毒副生成物等の検査・研究
		食品成分研究科	ミネラルウォーター類中の陰イオン性化合物等の測定
		食品添加物研究科	甘味料のスクラロース検査等
		医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
ゲルマニウム半導体核種分析装置	放射能濃度を測定する装置	環境衛生研究科	基礎的実験的研究、水道水等の水質検査等
		食品成分研究科	食品中の放射性セシウム等の測定
誘導結合プラズマ質量分析装置	試料中の元素をイオン化し、質量電荷数比におけるイオン個数を測定する。重金属類を定性、定量する装置	環境衛生研究科	環境放射線モニタリング調査
		食品成分研究科	食品中重金属等の検査
原子吸光光度計	重金属を定量する装置	環境衛生研究科	水道水等の水質検査等
プロテオーム解析システム	生体試料におけるタンパク質等の性質及びその局在を解析するシステム	中央機器室	金属元素検査等
試料採取装置	空気中微粒子の粒径分布及び濃度を測定し、粒子を粒径別に捕集する装置	食品添加物研究科	カドミウム、鉛の検査等
多項目自動血球分析装置	自動で血液中の赤血球等7項目の数及び種類を測定する装置	中央機器室	危険ドラッグの生体影響試験等
自動血液凝固剤測定装置	血栓止血検査の基本的項目であるプロトロンビン時間等を測定する装置	環境衛生研究科	大気汚染調査等
生化学自動分析装置	血液ならびに血清中の総蛋白、アルブミン等23項目を測定する装置	精度管理室	血算のレファレンス測定
全自動EIA分析装置	抗原/抗体複合体の存在下で、酵素反応により生体液中の物質を検出する装置	精度管理室	血栓止血検査のレファレンス測定
溶出試験システム	医薬品の溶出率を分析する装置	精度管理室	生化学的検査のレファレンス測定
窒素分析装置	窒素を測定する装置	ウイルス研究科	血清試験
フローサイトメーター	生体試料の細胞集団を分析する装置	医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
薬剤感受性検査判定装置	薬剤感受性試験結果の判定をする装置	食品成分研究科	たんばく質の測定
超高速冷却遠心機	遠心力を利用し、成分を分離する装置	中央機器室	細胞の免疫表現型解析
全自動凍結乾燥機	凍結した試料から水分を取り除く装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査等
電子顕微鏡	生物試料を拡大して観察する装置	ウイルス研究科	検体の前処理
微量生体試料分析システム	生体内から微小透析膜を通して灌流液に回収した微量物質をHPLCで測定するシステム	中央機器室	検査の前処理、保存用試料の作成
		中央機器室	微生物等の観察、苦情食品中の異物鑑定等
		生体影響研究科	危険ドラッグの生体影響試験等

※リース品を含む

3 組織（令和8年4月1日現在）



4 分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和８年４月１日）は、次のとおりとする。

(1) 企画調整部

ア 管理課

- (ア) センター所属職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (ウ) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (エ) センターの契約及び物品の管理に関すること。
- (オ) センターの施設の維持管理に関すること。
- (カ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

イ 健康危機管理情報課

- (ア) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (イ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。
- (ウ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理及び評価に関すること。
- (エ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。
- (オ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。
- (カ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (キ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。
- (ク) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。
- (ケ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。
- (コ) 健康食品対策に関すること。
- (サ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。
- (シ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

(2) 広域監視部

ア 食品監視第一課

- (ア) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。
- (イ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するものを除く。)

- (ウ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること。
- (エ) 部内他の課に属しないこと。

イ 食品監視第二課

- (ア) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するものを除く。)
- (イ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(保健医療局長(以下「局長」という。)(担当局長を置く場合にあっては、担当局長。)の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。
- (ロ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

ウ 薬事監視指導課

- (ア) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。 以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)製造販売業並びに医薬品等製造業に係る許可(保管のみを行う製造所の登録を含む。)、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ロ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。
- (ハ) 医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。
- (ニ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。
- (ホ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。 以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。
- (ヘ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業又は再生医療等製品販売業の店舗において併せて行う場合に限る。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (ヘ) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (ケ) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (コ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ク) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ク) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。
- (コ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (セ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。
- (ソ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。

- (ク) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (ケ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (コ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。
- (セ) その他薬事衛生に関すること。

エ 医療機器監視課

- (ア) 医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ウ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (エ) その他薬事衛生に関すること(他の課に属するものを除く。)

オ 建築物監視指導課

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。
- (イ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。
- (ウ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な助言に関すること。

(3) 微生物部

ア 食品微生物研究科

- (ア) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。
- (イ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。
- (エ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

イ 病原細菌研究科

- (ア) 結核、性感染症に関すること。
- (イ) 狂犬病その他人と動物との共通感染症の研究に関すること。
- (ウ) 腸内病原菌を除く病原細菌及び真菌の研究に関すること。
- (エ) 血清学的及びアレルギー学的研究に関すること。
- (オ) 消毒薬、注射薬、保存血液等の細菌学的研究に関すること。
- (カ) 血液、脳脊髄液等の臨床病理学的研究に関すること。
- (キ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。
- (ク) 他の部及び研究科に属しない細菌学的研究に関すること。
- (ケ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ ウイルス研究科

- (ア) ウイルス、リケッチア等の研究に関する事。
- (イ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(4) 食品化学部

ア 食品成分研究科

- (ア) 食品等の衛生化学的研究に関する事(他の部及び研究科に属するものを除く)。
- (イ) 遺伝子組換え食品等の研究に関する事。
- (ウ) 保健機能食品等の研究に関する事。
- (エ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関する事。
- (オ) 食中毒の理化学的研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 食品添加物研究科

- (ア) 食品添加物の研究に関する事。
- (イ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗浄剤の研究に関する事。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

ウ 残留物質研究科

- (ア) 食品等に残留している農薬の研究に関する事。
- (イ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関する事。
- (ウ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関する事。
- (エ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(5) 薬事環境科学部

ア 医薬品研究科

- (ア) 医薬品等及び医療機器等の研究に関する事。
- (イ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関する事。
- (ウ) 毒物及び劇物の研究に関する事。
- (エ) 家庭用品の研究に関する事。
- (オ) 規制薬物等の研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 環境衛生研究科

- (ア) 環境衛生学的研究に関する事。
- (イ) 衛生動物の研究に関する事。
- (ウ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関する事。
- (エ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関する事。

(オ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関すること。

(カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ 生体影響研究科

(ア) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(イ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ウ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(エ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(オ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

(6) 精度管理室

ア 製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ 検査における精度管理調査に関すること。

ウ 前二号に規定する事項の研究に関すること。

5 職員定数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

職 種 名 部 課(科・室) 名		一 般 事 務	電 気	環 境 検 査	農 業 技 術	獣 医	衛 生 監 視	理 工 技 術	医 師	薬 調	剤 監	小 計	臨 床 検 査	栄 養 士	保 健 師	合 計
企画調整部	管 理 課	17	1						1							19
	健康危機管理情報課	12				1	6		3		5	5			5	32
域 監 視 部	食 品 監 視 第 一 課					1	24									25
	食 品 監 視 第 二 課	1				1	15									17
	薬 事 監 視 指 導 課										38	38				38
	医 療 機 器 監 視 課										23	23				23
	建 築 物 監 視 指 導 課						16									16
微 生 物 部	食 品 微 生 物 研 究 科			1		9	7		1		6	6	2			26
	病 原 細 菌 研 究 科			1		4	1		1		3	3	2			12
	ウ イ ル ス 研 究 科			2		6	2				4	4	2			16
食 品 化 学 部	食 品 成 分 研 究 科			7		1	3			2	8	10		1		22
	食 品 添 加 物 研 究 科			5		1	3			2	15	17				26
	残 留 物 質 研 究 科			2		2	2	2		1	16	17				25
薬 事 環 境 科 学 部	医 薬 品 研 究 科 （薬用植物園を含む）			1	1		2			1	21	22				26
	環 境 衛 生 研 究 科			10		1	7		1		2	2				21
	生 体 影 響 研 究 科					4	3		1		4	4				12
精 度 管 理 室						2	3						1			6
合 計		30	1	29	1	33	94	2	8	6	145	151	7	1	5	362

6 予算及び決算

(1) 歳 出

(単位：千円)

科	目	令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
款 項	目 節	予算額 (A)	決算額	予算額 (B)	(B - A)	
合	計	3,225,161	2,887,051	3,407,930	182,769	
保	健 医 療 費	3,225,161	2,887,051	3,407,930	182,769	
	保 健 医 療 管 理 費	4,084	3,443	2,184	△ 1,900	
	管 理 費	4,084	3,443	2,184	△ 1,900	
	報 償 費	1,584	1,584	1,584	0	
	旅 費	130	49	130	0	
	普 通 旅 費	130	49	130	0	
	一 般 需 用 費	2,370	1,810	470	△ 1,900	
	健 康 安 全 費	2,724,857	2,463,656	2,807,425	82,568	
	管 理 費	5,229	4,138	4,863	△ 366	
	普 通 旅 費	77	73	77	0	
	一 般 需 用 費	3,357	2,733	3,675	318	
	役 務 費	1,595	1,132	890	△ 705	
	使 用 料 及 賃 借 料	200	200	221	21	
	健康安全研究センター費	2,340,772	2,131,086	2,358,353	17,581	
	報 酬	212,743	206,712	219,988	7,245	
	報 償 費	1,211	1,002	1,215	4	
	旅 費	6,634	3,706	6,504	△ 130	
	普 通 旅 費	6,473	3,602	6,343	△ 130	
	特 別 旅 費	161	104	161	0	
	需 用 費	772,335	713,203	777,224	4,889	
	光 熱 水 費	408,889	380,456	411,796	2,907	
	一 般 需 用 費	363,446	332,747	365,428	1,982	
	役 務 費	42,200	35,942	40,436	△ 1,764	
	委 託 料	724,335	661,984	759,694	35,359	
	使 用 料 及 賃 借 料	444,914	409,181	471,923	27,009	
	工 事 請 負 費	10,092	8,573	10,092	0	
	原 材 料 費	270	0	270	0	
	備 品 購 入 費	123,449	88,999	68,418	△ 55,031	
	負担金補助及交付金	2,589	1,784	2,589	0	
	食 品 保 健 費	165,468	141,363	206,758	41,290	
	報 酬	1,153	867	1,153	0	
	報 償 費	1,199	515	1,182	△ 17	
	旅 費	407	32	407	0	
	普 通 旅 費	232	0	232	0	
	特 別 旅 費	175	32	175	0	
	一 般 需 用 費	61,891	58,249	72,720	10,829	
	役 務 費	3,104	1,430	3,633	529	
	委 託 料	15,730	14,017	36,817	21,087	
	使 用 料 及 賃 借 料	63,959	49,001	75,710	11,751	
	備 品 購 入 費	17,905	17,240	15,016	△ 2,889	
	負担金補助及交付金	120	12	120	0	
	薬 務 費	107,821	90,050	117,855	10,034	
	報 酬	334	316	339	5	
	報 償 費	61	0	61	0	
	旅 費	1,274	43	1,235	△ 39	
	普 通 旅 費	1,189	39	1,150	△ 39	
	特 別 旅 費	85	4	85	0	
	一 般 需 用 費	29,214	26,613	29,209	△ 5	
	役 務 費	4,177	1,691	4,633	456	
	委 託 料	25,893	23,482	30,288	4,395	
	使 用 料 及 賃 借 料	38,769	30,191	40,797	2,028	
	備 品 購 入 費	5,723	5,694	5,943	220	
	負担金補助及交付金	2,376	2,020	5,350	2,974	

(単位：千円)

科 目				令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
款	項	目	節	予算額(B)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
			生 活 環 境 費	105,567	97,019	119,596	14,029	
			報 償 費	1,426	754	1,296	△ 130	
			旅 費	357	16	284	△ 73	
			普 通 旅 費	327	0	187	△ 140	
			特 別 旅 費	30	16	97	67	
			一 般 需 用 費	30,590	27,428	26,903	△ 3,687	
			役 務 費	5,547	5,522	5,607	60	
			委 託 料	47,079	42,928	66,802	19,723	
			使 用 料 及 賃 借 料	17,584	17,388	17,584	0	
			備 品 購 入 費	2,984	2,983	1,120	△ 1,864	
			負担金補助及交付金	0	0	0	0	
			感 染 症 対 策 費	411,576	347,829	443,689	32,113	
			感 染 症 対 策 費	411,576	347,829	443,689	34,668	
			普 通 旅 費	114	0	114	0	
			一 般 需 用 費	333,117	288,146	355,149	22,032	
			役 務 費	6,042	2,750	4,875	△ 1,167	
			報 償 費	288	274	288	0	
			委 託 料	70,742	55,741	71,479	737	
			使 用 料 及 賃 借 料	723	581	520	△ 203	
			工 事 請 負 費	0	0	0	0	
			備 品 購 入 費	300	287	11,014	10,714	
			負担金補助及交付金	250	50	250	0	
			医 療 政 策 費	23,344	21,874	25,899	2,555	
			医 療 政 策 費	23,344	21,874	25,899	2,555	
			報 償 費	849	445	849	0	
			一 般 需 用 費	12,030	11,623	12,030	0	
			役 務 費	89	66	127	38	
			委 託 料	7,548	7,214	8,002	454	
			使 用 料 及 賃 借 料	2,496	2,328	4,569	2,073	
			備 品 購 入 費	332	198	322	△ 10	
			施 設 整 備 費	61,300	50,249	128,733	67,433	
			社会福祉施設等整備費	61,300	50,249	128,733	67,433	
			一 般 需 用 費	0	0	0	0	
			委 託 料	12,000	1,100	24,646	12,646	
			工 事 請 負 費	49,300	49,149	104,087	54,787	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

(2) 歳 入

(単位：千円)

款		令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
特定財源	合 計	547,195	265,173	528,817	△ 18,378	
	使 用 料 及 手 数 料	485,833	239,110	494,995	9,162	
	国 庫 支 出 金	47,785	15,629	20,248	△ 27,537	
	繰 入 金	0	0	0	0	
	諸 収 入	13,577	10,434	13,574	△ 3	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は感染症対策部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

